

○内閣府令第十一号
総務省令第十一号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和三年政令第二百三十六号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十八条の九第一項及び第二項、第三十八条の十並びに第三十八条の十一第二項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百五十五号）第十二条第一項、第十三条第二項及び第十三条の二第二号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、これを加える。

改正後

（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第三条 個人番号利用事務等実施者は、その使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の番号の提供を受ける場合には、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

- 一 機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。次号ハ及び第十号第二号において同じ。）が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であつて内閣総理大臣及び総務大臣（第二十一条の二、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五第二項において「主務大臣」という。）が定めるものの送信を受けること並びに次号ハに掲げる措置をとること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。次号ハにおいて「公的個人認証法」という。）第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者（次号ハにおいて「署名検証者等」という。）が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

〔二略〕

改正前

（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第三条 〔同上〕

- 一 機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。次号ハ及び第十号第二号において同じ。）が行われた当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項に係る情報であつて総務大臣が定めるものの送信を受けること並びに次号ハに掲げる措置をとること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。次号ハにおいて「公的個人認証法」という。）第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者（次号ハにおいて「署名検証者等」という。）が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。

〔二同上〕

(市町村長が個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置)
第四条 令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一〇四 略〕

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号口に掲げる書類

イ 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が令第十三条の二第二号の主務省令で定める措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

〔(1)〜(3) 略〕

〔口 略〕

(住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書提出する場合の本人確認の措置)

第五条 令第十三条第二項の規定により交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）以外の市町村長を経由して同条第一項に規定する交付申請書提出した場合において、同条第四項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長は、交付申請者から前条各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同条各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を当該住所地市町村長以外の市町村長から受けるものとする。

（本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明する書類）

第六条 令第十二条第二項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一〇三 略〕

2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であつて当該代理人が法人であるときは、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に代えて、前項各号に掲げるいずれかの書類であつて当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたものの提示を受けなければならない。

（写真の表示等により代理人である個人番号提供者を確認できる書類）

第七条 令第十二条第二項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一〇二 略〕

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であつて当該代理人が法人であるときは、令第十二条第二項第二号に掲げる書類に代えて、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

(市町村長が個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置)
第四条 令第十二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一〇四 同上〕

五 〔同上〕

イ 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が令第十二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の主務省令で定める措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

〔(1)〜(3) 同上〕

〔口 同上〕

(經由市町村長を経由して交付申請書提出する場合の本人確認の措置)

第五条 令第十三条第一項後段の規定により交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）以外の市町村長（以下この条において「經由市町村長」という。）を経由して令第十三条第一項前段に規定する交付申請書提出した場合において、同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長は、交付申請者から前条各号に掲げるいずれかの書類の提示を受けた旨を記載した書面及び同条各号に掲げるいずれかの書類の写しの提供を經由市町村長から受けるものとする。

（本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明する書類）

第六条 令第十二条第三項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一〇三 同上〕

2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であつて当該代理人が法人であるときは、令第十二条第三項第一号に掲げる書類に代えて、前項各号に掲げるいずれかの書類であつて当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたものの提示を受けなければならない。

（写真の表示等により代理人である個人番号提供者を確認できる書類）

第七条 令第十二条第三項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一〇二 同上〕

二 前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第十二条第三項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

2 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であつて当該代理人が法人であるときは、令第十二条第三項第二号に掲げる書類に代えて、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

(代理人から提示を受ける本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類)
 第八条 令第十二条第二項第三号の主務省令で定める書類は、本人に係る個人番号カード若しくは同条第一項第一号に掲げる書類又はこれらの写しとする。

(代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

第九条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第二項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類(代理人の個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けなければならない。

【一・二 略】

2 財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して、本人の代理人であつて税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合には、令第十二条第二項第一号に掲げる書類又は第六条第二項の書類に記載された当該代理人の個人識別事項又は商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この項において「個人識別事項等」という。)について、同法第十九条第一項の税理士名簿若しくは同法第四十八条の十第二項の税理士法人の名簿又は税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第二十六条第一項の書面に記録されている当該個人識別事項等を確認することをもって、第七条第二項又は前項の規定による書類の提示を受けることができる。

3 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であつて、個人番号利用事務等を処理するに当たつて当該特定個人情報ファイルに記載されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第二項第一号又は第二号に掲げる書類の提示を受けることにより、本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記載されている者の代理人であることを確認しなければならない。

4 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であつて、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、令第十二条第二項第二号又は第七条第二項に掲げる書類の提示を受けることを要しない。

5 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

【一・五 略】

6 税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法第二百二十九条又は消費税法第九条第四項若しくは第五十七條第一項(同項第一号に係る部分に限る。)に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることにより令第十二条第二項第三号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

【一・二 略】

(代理人から提示を受ける本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類)
 第八条 令第十二条第三項第三号の主務省令で定める書類は、本人に係る個人番号カード若しくは同条第一項第一号に掲げる書類又はこれらの写しとする。

(代理人である個人番号提供者を確認できる書類等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)

第九条 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第三項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類(代理人の個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けなければならない。

【一・二 同上】

2 財務大臣等は、租税に関する事務の処理に関して、本人の代理人であつて税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合には、令第十二条第三項第一号に掲げる書類又は第六条第二項の書類に記載された当該代理人の個人識別事項又は商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この項において「個人識別事項等」という。)について、同法第十九条第一項の税理士名簿若しくは同法第四十八条の十第二項の税理士法人の名簿又は税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第二十六条第一項の書面に記録されている当該個人識別事項等を確認することをもって、第七条第二項又は前項の規定による書類の提示を受けることができる。

3 個人番号利用事務等実施者は、本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であつて、個人番号利用事務等を処理するに当たつて当該特定個人情報ファイルに記載されている個人番号その他の事項を確認するため電話により本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、令第十二条第三項第一号又は第二号に掲げる書類の提示を受けることにより、本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告を受けることにより、当該提供を行う者が当該特定個人情報ファイルに記載されている者の代理人であることを確認しなければならない。

4 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合であつて、その者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が令第十二条第三項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、令第十二条第三項第二号又は第七条第二項に掲げる書類の提示を受けることを要しない。

5 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第三項第三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

【一・五 同上】

6 税務署長は、次の各号に掲げるときは、所得税法第二百二十九条又は消費税法第九条第四項若しくは第五十七條第一項(同項第一号に係る部分に限る。)に規定する届出書の提出において、過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じている者について、前項第一号に掲げる措置をとることにより令第十二条第三項第三号に掲げる書類の提示を受けることに代えることができる。

【一・二 同上】

(書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)
第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第二項又は第二項第一項（第六号に係る部分に限る）、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

2 第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。
(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 [略]

2 令第三条第七項において準用する令第十二条第二項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第六条から第八条まで、第九条第一項及び第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く）、第十条（第三号口を除く）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項第三号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書（令第三条第一項規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長」と、第七条第一項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二項中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受ける市町村長）」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第十条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号イ中「前条第五項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第二項において準用する前条第五項第四号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長は、個人番号指定請求書の送付によりその提出を受ける場合には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第二項又は第一項において準用する第二条第三項若しくは前項において準用する第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

(書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)
第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号が記載された書面の送付により個人番号の提供を受ける場合には、法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三項又は第二項第一項（第六号に係る部分に限る）、第三項若しくは第四項、第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項若しくは第五項第六号の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

2 第二条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二条第三項及び第四項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第一項及び第二項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第九条第五項の規定は前項の規定による令第十二条第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。
(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 [同上]

2 令第三条第七項において準用する令第十二条第三項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第六条から第八条まで、第九条第一項及び第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く）、第十条（第三号口を除く）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項第三号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書（令第三条第一項規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長」と、第七条第一項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二項中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受ける市町村長）」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第十条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号イ中「前条第五項第一号から第五号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第二項において準用する前条第五項第四号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長は、個人番号指定請求書の送付によりその提出を受ける場合には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第二項又は第一項において準用する第二条第三項若しくは前項において準用する第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

4 第一項において準用する第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十三条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第二条第三項（第二号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条 令第十三条第五項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

第十四条 令第十三条第五項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一・二 略〕

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条 令第十三条第五項第二号の主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同条中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条 令第十三条第五項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むものとする。

〔一・二 略〕
〔2・3 略〕

（中期計画の認可の申請）

第二十一条の二 機構は、法第三十八条の九第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、当該中期計画を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、法第三十八条の九第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第二十一条の三 機構に係る法第三十八条の九第二項第三号に規定する主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 人事に関する計画
- 二 その他中期目標を達成するために必要な事項

（年度計画の記載事項等）

第二十一条の四 機構に係る法第三十八条の十に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

4 第一項において準用する第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十三条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第二条第三項（第二号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第三項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第三項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条 令第十三条第三項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

第十四条 令第十三条第三項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一・二 同上〕

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条 令第十三条第三項第二号の主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同条中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条 令第十三条第三項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むものとする。

〔一・二 同上〕
〔2・3 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 | 機構は、法第三十八条の十後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第二十一条の五 機構に係る法第三十八条の十一第一項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

<p>一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が法第三十八条の八第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期計画及び年度計画の実施状況</p> <p>ロ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る人員に関する情報</p> <p>二 当該業務が法第三十八条の八第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が法第三十八条の八第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期計画及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p>

〔新設〕

2

機構は、前項に規定する報告書を主務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

	<p>三 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>
<p>ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務に係る人員に関する情報</p> <p>二 当該業務が法第三十八條の八第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>	<p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が法第三十八條の八第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該業務に係る人員に関する情報</p> <p>二 当該業務が法第三十八條の八第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

(指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用)
 第二十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市については、この命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用)
 第二十二條 [同上]

<p>第五條 [略]</p>	<p>市町村の長(以下「住所地市町村長」)</p>	<p>市町村の長(以下「住所地市町村長」)</p>
<p>同条第四項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長</p>	<p>令第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する令第十三条第四項ただし書の規定に基づき個人番号カードを交付する住所地市長</p>	<p>同条第二項ただし書の規定により個人番号カードを交付する住所地市町村長</p>
<p>附則第二条第二項 [略]</p>	<p>法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長</p>	<p>令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長及び政令で定める措置をとるものとされた住所地区長</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>附則第二条第二項 [同上]</p>	<p>法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長</p>
	<p>令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長及び同項の規定により法第十六条の政令で定める措置をとるものとされた住所地区長</p>	

附 則
 (施行期日)
 第一条 この命令は、令和三年九月一日から施行する。
 (中期計画の認可申請に係る経過措置)
 第二条 この命令の施行日を含む事業年度を最初の事業年度とする中期計画に係るこの命令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十一条の二第一項の規定の適用については、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは「令和三年九月一日以後最初の中期目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。